

## 第 3 9 回大阪府環境審議会会議録

開 催 日           平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

開 催 場 所       追手門学院大阪城スクエア大手前ホール

### 第 39 回大阪府環境審議会

平成 21 年 11 月 27 日

司会（小林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 39 回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産総務課の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の島田からごあいさつを申し上げます。

島田環境農林水産部長 皆さん、おはようございます。環境農林水産部長の島田でございます。第 39 回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ府政の各般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

また本日、部会からの報告が 2 件ございますが、各部会におかれましては、精力的にご検討いただいておりますこと、これもこの場をお借りいたしましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日の案件でございますが、審議事項が 1 件、それから報告事項が 5 件ございます。まず審議事項でございますが、前回の審議会で諮問させていただきました「大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて」につきまして、土壌汚染対策検討部会からのご報告をいただくことになってございますので、ご審議賜りますようによろしく願い申し上げます。

それから、次に報告事項といたしましては、温泉部会でご決議されました事項につきましてのご報告、それから、大阪 21 世紀の環境総合計画の進行管理の一環といたしまして、本審議会のご意見をお聞きする「平成 20 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報

告」、それから前回の審議会で諮問させていただいております「環境基本条例に基づく環境総合計画について」につきまして、環境総合計画部会のほうから審議状況のご報告、それから「みどりの大阪推進計画について」及び「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について」の報告を予定しております。何かと盛りだくさんですが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（小林補佐）　　なお、部長はこの後、別の公務があり、途中で退席させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、全員にお配りした資料のほかに議事次第、その裏面に資料一覧になっております。それから配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、それと各委員の方には出席確認表をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支払い手続きに関しまして、皆様の出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですが、席上にごございます出席確認表にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、こちらの出席確認表は、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただいて結構でございます。

続きまして、本日の議題に係る資料ですが、先ほどの資料一覧にごございますように、資料1　1「大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて」から資料1 - 2、1 - 3、それから資料の2、資料3、資料4、資料5 - 1、資料5 - 2、資料6 - 1と6 - 2。資料の1 - 1につきましては、事前にお配りしたものに、今回、今お手元にお配りしていますが、2ページ目と3ページ目が追加になっております。それと、資料の4につきましては、今回改めて配付させていただいたものでございます。

それでは続きまして、前回5月に開催しました第38回環境審議会以降に、新たに委員及び臨時委員にご就任いただいた方のご紹介をさせていただきます。まず、大阪府議会議員の委員の紹介をさせていただきます。長田委員でございます。青野委員でございます。なお、小西委員については、本日ご欠席でございます。

続きまして、市町村長の委員、堺市長竹山委員の代理の宮脇環境局長でございます。

続きまして、臨時委員をご紹介します。近畿農政局長塚本委員の代理の藤田企画調整室長補佐でございます。近畿地方整備局長上総委員の代理の金田委員もご出席の予定ですが、まだちょっとお見えになってございません。続きまして、近畿運輸局長原委員の代理の井尻環境課長でございます。第五管区保安本部長大島委員の代理の中川専門官でございます。近畿地方環境事務所長の池田委員でございます。なお、近畿経済局長深野委員については本日ご欠席でございます。

また、本日は審議事項の1にあります大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについてご審議いただくため、土壌汚染対策検討部会部会長の藤田専門委員にもご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

そのほかのご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち現在29名の方にご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思います。それでは、奥野会長、よろしく願いいたします。

奥野会長 おはようございます。改めて皆様のご協力を得て審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

まず、先ほどご案内ありましたように、審議事項が1件ございます。大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについてということでございますが、本案件は、5月に行われました第38回の本審議会で大阪府から諮問がありまして、専門的かつ幅広い見地から検討が必要であるということで、専門委員も加えた部会を設置いたしまして、これまで審議いただいております。

今般、部会として報告を取りまとめていただきましたので、藤田部会長のほうからご報告をお願いいたします。

藤田部会長 座ったままでご報告させていただきます。会長のほうからご説明がありましたように、本環境審議会で5月に諮問がございました大阪府における土壤汚染対策制度の見直しにつきまして、土壤汚染対策制度検討部会において審議を行った結果をまとめたものです。本日、報告させていただきます。

まず、部会の審議経過なんですけれども、6月に1回、それから9月に1回開催しまして、中間の取りまとめを行って、9月25日から1カ月間パブリックコメントを行いました。それらの意見をもとに、11月の部会において取りまとめたものでございます。

資料1-1をごらんください。主としてこれで説明をさせていただきます。

まず、本制度の見直しの背景ということで丸印が3つございます。一番大きな理由は、一番下に書いてありますけれども、実際に本年4月に法が改正されて、条例と法との整合性を図る、これが一番大きな理由でございます。そのほか、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例、これによる制度の運用から6年以上が経過し、土地の利用と履歴調査制度の運用に何らかの課題が生じてきたということ、それから、もう1つは、実質的な調査をずっと行ってきたわけなんですけれども、土壤汚染が発覚する事例が増加したということで、これをより適切な土壤汚染調査対策を推進できる制度に見直すと、それらの理由が背景にございました。

部会としましては、1枚目の第2というふうに書いてあります今後の土壤汚染対策制度のあり方の1番から、主として7番まで検討をした結果をまとめております。

まず、現行制度と課題という第1のところなんですけれども、1つは自主調査が多く行われてきたということ、その理由としましては、1つ目が土地取引に際して買い主から求められるという、そのために実施をしたということ。それから、法と条例の制度によりますと、区域指定されるということから、その前に調査して、必要な対策を済ませてしまう、それによって売買を促進するということ。それから3番目が、企業のコンプライアンス等CSR活動の一環として実施しているということ。それから企業の資産価値の目減りを防ぐというふうなそういう動機がございました。

ここで府のデータを少し、3ページ目のところに記載しておりますけれども、

示したいと思います。

府のデータによりますと、法、条例の施行から昨年度末までに政令市も含めまして法に基づく調査が161件、条例に基づく調査が168件なされたのに対しまして、自主調査の行政への報告は503件ありました。また、主な指定調査機関16社に確認したところ、法に基づく調査は18件、条例に基づく調査は55件受託をしているということに対して、自主調査は807件と、非常に多い数を受託していたということです。そのうちの114件は行政に報告しましたけれども、693件、残りですけれども、これについては報告しなかったという結果が示されております。

このような背景がございましたので、土壤汚染が見つければ早く対策するということになるわけですけれども、その対策の方法が従来は安易にということではなく、どうしても完全にしたい、土地取引をスムーズに行いたいということから、対策の方法が掘削除去に偏っていると、あるいは、場合によっては不適正な汚染土壌がまた再利用されると、そういうふうなことで汚染が拡散するという課題が顕在化してきたということにあります。

そこで、これまでの制度の運用を通じて確認されたことなんですけれども、条例の履歴調査について、その方法が明示されていないこと、あるいは、調査する側の能力に差があることなどから、履歴調査についても出てきた報告に質的な差が生じている、それが1点、問題になってきたということです。それは、調査報告書を見ましても、統一的な運用ができないということにつながります。

それから、もう1つ、履歴調査をより充実させるためには、土地の売買や借地の返却の際に、使用していた化学物質の種類や量などの情報を引き継ぐ制度が必要である、それから、建設発生土の工事間利用などの土砂の再使用时には、やはり、汚染の有無を受け入れ側もよく確認しておく必要があるといった課題が生じております。

それから、もう1つの問題としましては、やはり、先ほど言いましたように、土壤汚染対策法が改正されたということで、その整合性を図る必要があるということがございました。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、第2というふうに書かれております今後の土壤汚染対策制度のあり方について、7つの項目を検討したわ

けです。

まず、順番にご説明いたしますと、調査契機及び履歴調査です。これにつきましては、土壌汚染の調査を実施する要件について、拡大する必要はないのかという観点で検討いたしました。特に3,000平米以上の土地というのが問題になったわけです。現行条例では形質変更される土地が3,000平米以上の場合には土地の履歴報告を義務づけておりますが、これも資料を見ていただくとおわかりいただけると思います。3ページの資料なんですけれども、この丸のところですね。丸あるいは棒グラフを見ていただければわかると思いますが、3,000平米以上の場合に、土地の履歴報告を義務づけておりますが、この中段の棒グラフあるいは円グラフに示しましたように、3,000平米以上の開発による合計面積は全開発面積の約8割に達しております。一方、下のグラフは自主調査で報告のあった土地の面積を示したものですけれども、3,000平米未満が4割近く占めております。また、業種の点でいきますと、右側の表にございますように、ちょっとこれは細かいのがたくさんあって見にくいんですけども、有害物質を使用している業種は実は多岐にわたっており、その業種を絞り込んで規制をかけていくというのはなかなか難しいだろう、すなわち新たな調査契機を業種ごとに設定することは困難であると考えております。

そういうふうなことから、1ページのところに戻るわけなんですけれども、調査契機の と に記しておりますように、面積要件につきましては現行の3,000平米以上の土地の形質変更はという形でまとめました。それから、2番目、業種による調査契機の追加は困難であるというふうにまとめております。

、法改正との整合を図る必要がある、これは当然そうでございますので、これは、やはり、規定整備が必要であるとまとめました。

そして、 ですが、自主調査、これは先ほども申し上げましたように、3,000平米未満の土地におきましても非常に多くの自主調査が行われているということから、これは継続してやると。しかし、パブリックコメントの中でも出てきますけれども、自主調査に関しては、必ずしも統一された様式、フォーマットがないというのが自主調査をされる側のご不満であったということから、ここに書いてありますように、自主調査に府が関与する仕組みが必要であるとまとめております。そういうふうな形で調査契機につきましては1から

4までまとめました。

(2)の履歴調査になりますが、履歴調査は、汚染の早期発見、未然防止のために有効であるということで、従来こういうふうな形で行ってきたわけですが、実は法の調査には履歴調査の規定がありません。従いまして、これを補完するために、履歴調査に基づく調査の実施を求める制度が必要であり、また、履歴調査の質を確保するためにはその標準化、何らかの府の関与が必要であると考えております。そのような形でまとめております。これが実は履歴調査とその履歴調査方法の標準化ということになっております。

それから、2番目の自主調査です。自主調査というのは、先ほども申し上げておりましたように、汚染の発見あるいは対策の促進には非常に有効であるということで、この自主調査につきましては府も積極的に関与していくべきであるということで、その関与の仕方につきましては、技術的な面から確認や助言を行うということが適当であり、その結果につきましても法、条例対象の土地と同様に情報公開をすることが必要であるということを取りまとめました。

3番目です。区域指定。区域指定につきましては、今度法が改正されまして、従来は1つの区域に指定しておりましたけれども、要措置区域と形質変更時要届け出区域と、汚染の状況に対応しまして指定を2種類に分けましたので、これは法がそうなっておりますので、条例もこれに合わせるということで、より関連する情報を府民にわかりやすく伝えるということにいたしております。

それから汚染土壌の管理です。これは4番目になります。汚染土壌の管理に関しては、搬出それから処理につきまして、法と同様に搬出時の事前届け出などの規制が必要であり、また、他の土地から土砂を受け入れる際には、土地所有者はその性状の確認に努める必要があるということで、このようにまとめております。

5番目の情報の引き継ぎですが、これは、例えば何らかの形で汚染が見つかり、そしてその汚染を処理した、あるいは撤去した、そういう場合の情報の引き継ぎはしっかりと行っておく必要があるということで、ここに書いてありますように、土地取引時や事業継承時に有害物質の取扱状況、過去の調査結果を引き継ぐ仕組み、これを何らかの形でつくる必要があるということをもとめております。



6番目の指定調査機関ですが、条例にも定めておりましたけれども、実はその91%が法の指定も受けているということで、この部分につきましては、条例の制度を廃止しても支障はないであろうというふうに考えました。

その他事項ですけれども、まず1つは、これもパブリックコメントの中でも指摘されておりますけれども、リスクコミュニケーションの促進を図ってほしい。特に府民の理解の増進と、そして、そのために必要となる情報の提供ということが不可欠ですので、これについてはぜひしっかりと行っていただきたいということを伝えております。

ただ、府民といいましても、なかなか、では一般の方々ですかということですが、少し絞り込みまして、ここには調査機関とかNPO、不動産関係者、銀行、保険会社等というふうに記載しておりますように、やはり特定の方々と連携をして普及啓発、勉強会の開催といった取り組み、これを進めていくということが必要であると考えております。

また、情報の提供等につきましても、履歴調査や土壌汚染状況調査、自主調査の結果などから、土地情報を整理して公開するなど、わかりやすい情報提供の方法について検討する必要があるとまとめております。

最後になりましたが、附帯意見というのがつけられております。これはパブリックコメント等を勘案しまして、以下の点について留意し、土壌汚染対策の総合的な推進を図るべきであるという附帯意見をつけました。

3つございます。搬出土砂の受け入れ側が土砂の性状等を確認する具体的な方法を検討し、明らかにする。それから自然的原因により環境基準値が超過している土壌の府域の存在状況等の知見を収集、整理する。これにつきましては、実は部会でもかなりいろいろと議論いたしました。おわかりいただけたと思いますように、一部の地域におきましては自然由来の汚染、砒素とかカドミとかそういうものが出てくるわけですが、その扱いをどうするか、これはなかなか難しい問題がございます。そこにつきましても、このような形で附帯意見として書かせていただいております。

それから、その他とも関連しますけれども、土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの具体的な方法を検討し、促進するというふうになっております。

以上がまとめた内容でございますが、2枚目を少し見ていただければ、もう

少しどういうふうなところを見直したかということがわかりいただけだと思います。左側が現行の事務フローとなっておりますが、それに対しまして、右側の見直し後の事務フローというのがございます。左と右を見ていただきますと、法が整備されたからなのか、このフローがより複雑になっております。しかし、現実には、二重で書かれておりますのが府独自の制度で、そして法に整合したものをその他の網かけに書いておりますが、現実に見ていただきますと、このように法が整備された結果、こういうふうな指定機関、調査機関の一本化とか、区域指定の問題とか、そういうものが付加されてきたということになります。

したがって、今回特に部会で大阪府が独自に守っていくべき事項ということで、二重で囲んでおります。例えば1つは土地の利用履歴の問題、情報の引き継ぎ、それから右側に移りますと、自主調査をしっかりとやっていただきたい、特に3,000平米未満ということになります。そして、それらに対して技術的な確認助言を行っていく、それからもう1点は受け入れ土砂の性状確認ということ、それからリスクコミュニケーション、こういうものが府独自としてしっかりとやっていくべきことではないかということで、このような形でフローが見た目にはやや複雑になっているかと思いますが、しっかりと土壌汚染対策をやっていこうと、これは1つの姿勢のあらわれではないかと思っております。

このような形で部会の報告をまとめさせていただきました。

最後に、4枚目でございますのは、これは中間報告に対する府民意見及びそれに対する部会の考え方ということで、左と右に分かれておりまして、いろいろな意見に対して、部会としましてはこういうふうな形でご意見を取り込みました。特にこの青い部分では、先ほどお話ししましたような形でまとめたような形で取り込んでございます。

以上が部会報告ということになります。

奥野会長 藤田部会長、ありがとうございます。

本年5月に、先ほど言いましたように、諮問をさせていただいて、その部会におかれましては非常に精力的に、今ご報告ございましたように、取りまとめていただきました。部会長をはじめ委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様のご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

蒲生委員 6番の指定調査機関ですけれども、この91%が法の指定を受けておいて、条例の制度を廃止しても支障がないとなっているんですが、これは業者のことですね。ですから、あとの9%というのが何社ぐらいになるのか。このあとの9%は、これは営業できなくなるのかという2点についてお聞きしたいんですが。

藤田部会長 私のほうは、数字のほうにつきましては後で事務局のほうにお答えしていただきますけれども、基本的に91%でカバーされているということが1点ございましたのと、もう1つは、では、カバーされていない機関につきましてはどうなのかということですが、私が聞いた範囲では、ほとんどは休眠状態であるということでございます。何社等につきましては、事務局のほうでもし数字があれば、お答え願いたいと思います。

山本環境保全課長 環境保全課長、山本と申します。11月25日現在で府の指定調査機関は416社あります。そのうち、国の指定を受けているところは374社ということで、報告は91%になっておりますが、現時点で90%ということで若干変動ありますが、その程度の数字になっております。

奥野会長 よろしいでしょうか。先生の質問、最後のあれは休眠状態なのかどうかということだと思いますが。蒲生先生、どうぞ。

蒲生委員 ですから、簡単に91%だからいいというけれども、残りの9%は何社で、これは實際上休眠状態というけど、そんなあいまいなことやなしに、この業者が仕事をしようとしたら、どういう方法があるのかとか、あるいは、はっきりやめさせるのかとか、きっちりやってもらわんとあかんと思いますけど、どうですか。

奥野会長 いかがでしょうか。どうぞ。

山本環境保全課長 事務局のほうからお答えさせていただきます。実際、この差は42社ということですが、まず、廃止して直ちに仕事ができなくなるということではございませんで、当然のことながら、移行期間、経過措置の期間を設けまして、この府の指定しか取っていないところ、全部、休眠のところもありますけれども、住所とか連絡先は一応わかるわけですから、こちら

のほうから案内を出しまして、その一定期間の間に国の制度のほうを取得されるようご紹介していきたいと考えております。

奥野会長 よろしいでしょうか。

蒲生委員 そういう救済措置というのか対策も立てているので、そこまで報告してくださらないと。

奥野会長 そうですね、それが質問でしたね。

蒲生委員 非常に片手落ちやと思いましたので。わかりました。

奥野会長 ほかに、どうぞ。

西尾委員 西尾でございますが、5月のときの審議会におきましても、ちょうど今、蒲生委員が言われたところの質問をさせていただきました。実際ある四百十数社の中でしっかりとしたその調査機能があるかどうかということの追跡調査をしていただきたいということで発言をさせていただきましたので、私は、蒲生委員が言われたことも実は今お聞きしようかなと思っていたところです。

そして、くどいようですけれども、1点だけお聞かせをいただきたいのですが、先ほど藤田先生のほうからご説明をいただきました実際の資料の1 - 2というのが事前に私どものほうに配られておりまして、その報告の中の8ページの6というところがその指定調査機関の項になっておるんですが、今、課長のほうからも説明があったのが多分その内容だと思っています。私がちょっと心配しておりましたのは、府の条例でもって、いわゆる国のほうの指定を受けていない9%のところは今後ともそういった、休眠状態と先ほどお話があったんですが、例えば府のほうが早急に連絡をして、国のほうの指定を受けるよというような連絡をするという話があったんですが、実際その調査機関がその機能を有しているかどうかといったところも私はよく見てほしいなと思うんです。ほんとうにそれだけの能力があって、そういったことに対して責任を持って調査ができるかということもしっかりと調査をしながら、何も9%のところを救済するというわけではなくて、調査機能がしっかりとあるのであれば、私はそういった方向でもいいと思うのですが、調査機能もないのにそういったところを救済するというのはいかかなものかなという思いはいたしておりますので、そこら辺もしっかりと追跡調査をしていただきたい、このよ

うに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

奥野会長 事務局のほうで何かございますか。

山本環境保全課長 貴重なご指摘ありがとうございます。今、委員のご指摘ありましたように、国あるいは府の調査機関の中で、先ほど部会長からの報告もありましたけれども、その技術レベルの差というものがあるのではないかとというのがかなり大きく指摘されておりまして、国のほうでその問題を解消していくために更新制及び技術者の試験制度のようなものを導入するという方向になっております。これ、実際には来年の4月からということになりますので、それまでにまず府の指定調査機関のほうにはご案内ができるのかなと。

それと、そういう試験制度も設けた上での更新制ということで、国のほうで一定その技術レベルを確保しようという動きになっておりまして、その時に大阪府ではこれまでと同じようにしてますと、大阪府だったら申請しただけで取れるというふうになりまして、易きに流れますと、まさに今の委員のご指摘の問題が生じます。では同じような試験制度を設けてやるのがいいかというところで、部会でもご議論いただきまして、一定そういう法改正の中で技術レベルが確保されていくということであれば、その部分を活用して、より質の高い機関で調査がなされるようにと。あるいは、同じようなことを大阪府でもダブルで制度を設けて、また試験とか更新とか制度化ということやっていくのが効率的なのか、そのあたりを部会でご議論いただき、結論をいただいたものと考えております。

奥野会長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 それでは、ただいまのご質問と、それから回答その他考えますと、貴重な意見をいただきまして、報告いただきましたこの報告はおおむね了解いただいたと考えていいかと思っておりますので、本案を審議会の答申とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。それでは、この審議に関しましては終わり

にさせていただきますして、本日の審議事項は1件でございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

第1番目の報告事項は、温泉法に基づく温泉掘削許可等についてということでございますが、これに関しましては、以前もお話ししましたが、本案件は環境審議会条例第6条第7項の規定によりまして、この常設部会である温泉部会において考えていただきますと、本審議会にかわって大阪府から諮問を受け、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるということになっておりますので、ここで報告になります。

それでは、部会委員の池田敏雄委員からご説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

池田敏雄委員　温泉部会に属しております池田です。本日は、益田部会長、三田村部会長代理お2人とも海外への地質調査出張のためにご欠席でございますので、私のほうから報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会を開催いたしまして以降、温泉部会を8月26日に開催いたしました。そこでの結果についてご報告したいと思いますが、お手元にあります資料の2をごらんください。

平成21年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請3件及び温泉動力装置許可申請3件につきまして審議いたしました。計6件につきましては、資料2の裏面に載っておりますので、ごらんください。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度、口径、ストレーナーの位置などについて審議いたしました結果、すべて許可することに支障なしと決議をいたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点からその温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、すべて許可して支障なしと決議をいたしました。

以上が報告でございます。

奥野会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたら、皆さんからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

蒲生委員 動力装置の許可については、かなり今まで慎重やというふうに思っているんですが、これ3件、その上記3件とは関係ないんですね。動力装置の許可のパーセントはどんなものですか、現状では。申請に対して。

池田敏雄委員 数字のほうですから、事務局のほうでお答えいただきたいと思っています。

奥野会長 事務局、お願いします。

桐山環境衛生課長 環境衛生課長の桐山と申します。動力装置の許可ですけれども、これは、申請3件あったうち、審議していただいた3件で許可がおりたということでございます。そもそも温泉は、今府内に169件ありますけれども、そのうち実際利用されている動力装置は約125件の許可があります。

奥野会長 それでよろしゅうございますか。

それでは、そのほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野会長 池田委員、ありがとうございました。

続きまして、報告事項の第2番目に移らせていただきます。平成20年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についてですが、本件は環境総合計画の進行管理の一環として、進捗状況について本審議会委員の皆様の見解を聞いて、大阪府の考えとあわせて公表するというものでございます。

それでは、この件に関しましては、事務局からご説明いただきます。

河田環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課長の河田でございます。座って説明させていただきます。

報告につきまして、正面のスクリーンにてご説明申し上げます。

平成20年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告させていただきます。本報告は、昨年度における環境の状況と本府が講じました施策を大阪21世紀の環境総合計画の施策体系に沿って取りまとめたものでございまして、環境基本条例により毎年度府議会9月定例議会に報告をしているものでございます。

まず、大阪21世紀の環境総合計画についてご説明いたします。本計画は、平成13年6月に審議会からいただいた基本的な考え方の答申を踏まえ策定し

たもので、環境基本条例の基本理念である「人のこころがかよいう豊かな環境の保全と創造」を目指し、2025年を目途に、良好で快適な環境が享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目的としております。

長期的な目標を実現するための施策展開の基本方向といたしまして、循環、健康、共生・魅力、そして参加の4つを掲げております。この図からもおわかりいただけますように、すべての主体が参加することを基本として、それぞれの取り組みを相互に連携させることとしております。

なお、来年度、2010年を施策の中期的な目標達成年としていることから、後の継続的な計画の策定に向けて、現在環境計画総合部会において精力的にご審議いただいております。これにつきましては、次の議題にも上がっております。

次に、進行管理についてでございますが、PDCAサイクルによる進行管理・点検評価システムを導入いたしております。本日の審議会で委員の皆様にご意見いただくのは、チェックの段階であり、いただいたご意見を環境白書に掲載し、広く府民に公表することとしております。

それでは、平成20年度の環境の状況と講じた施策について、地球温暖化・ヒートアイランド、廃棄物・リサイクル、大気質・水質・有害化学物質等、自然との共生・環境配慮のための仕組みづくりの4つの項目に整理して説明いたします。なお、講じた施策につきましては、時間の制限がございますので、主なものについてご説明をいたします。

まず、地球温暖化・ヒートアイランドについて説明いたします。

主な目標といたしまして、温室効果ガスを1990年度から2010年度までに9%削減することを掲げております。2007年度の温室効果ガスの排出量は5,440万トンで、基準年度であります1990年度の排出量と比べて5.9%減少しております。温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量については、お示しのグラフにありますように5,267万トンとなっており、基準年度と比べ2.2%増加いたしておりますが、前年度と比べますと1.7ポイント減少しております。産業・運輸・民生部門とも減少あるいはほぼ横ばいの傾向にあります。

一方、ヒートアイランド現象につきましては、過去100年間の年平均気温



の推移を見ますと、全国平均、青い線でございますが、これが1 上昇しているのに対しまして、大阪では、赤い線では2.1 上昇いたしております。大まかに申しまして、この差の1.1 がヒートアイランド現象による影響と考えられます。また、真夏日や熱帯夜等の数についても、長期的には増加傾向にあります。

続きまして、地球温暖化・ヒートアイランド分野について、平成20年度に講じた主な施策についてでございます。

温暖化防止条例に基づき、エネルギーを多量に消費する事業者の温室効果ガス排出量の抑制に取り組みました。平成19年度の届出実績によると、温室効果ガス排出量の合計が前年度から79万トン削減されました。

次にエコ燃料実用化地域システム実証事業としましては、廃木材から製造する、食糧と競合しないバイオエタノール3%混合ガソリン、いわゆるE3の普及に向けた実証事業を実施いたしました。

また、自然環境保全条例に基づき、大規模建築物敷地の緑化の推進を図りました。昨年度の届出実績は、地上部の緑化面積が約27万平米、建築物上の緑化面積が約1万6,000平米でございました。

次に、廃棄物・リサイクルについてでございます。

主な目標といたしまして、廃棄物の最終処分量を平成22年度までに平成9年度と比べおおむね半減させることを掲げております。産業廃棄物の最終処分量は、平成17年度時点で67万トン、一般廃棄物の最終処分量は平成19年度で63万トンとなっております。

平成19年度の一般廃棄物の状況でございますが、総排出量の、これは棒グラフで示しておりますが、排出量が約407万トン、1人1日あたりの排出量、これは線で表示しておりますが、1,252グラムとなっており、ともに減少傾向にあります。産業廃棄物の不適正処理件数につきましては、昨年度と比較して、約3割の減少となりました。

次に、廃棄物・リサイクルの分野について、20年度に講じた主な施策でございます。

廃棄物の減量化・リサイクルの推進といたしまして、容器包装リサイクルや府独自の家電リサイクル大阪方式の推進に取り組んでおります。また、府内に

おける廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、平成16年度からリサイクル製品認定制度を運営しており、平成20年度末時点で345製品の認定を行っております。さらに、廃棄物の適正処理を図るため、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向け、排出業者や処理業者への指導・啓発、警察と連携した迅速な問題解決等に努めてまいりました。

続きまして、大気質・水質・有害化学物質等について説明いたします。

まず、大気質についてでございます。目標といたしまして、平成22年度までに環境基準の概ね達成を掲げております。

大気質につきましては、府内各地にある大気測定局で常時測定をいたしております。一般環境大気測定局、略称といたしまして一般局と申しておりますが、これが70局、道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排出ガス測定局、これを自排局と申しておりますが、これが38局ございます。自動車の排ガスが主要な発生源である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につきましては、全ての測定局で環境基準を達成いたしました。これは、昭和48年に環境基準を設定して以来初めてのことでございます。二酸化硫黄、一酸化炭素につきましては、近年、継続して環境基準を100%達成いたしております。

次に、光化学スモッグの注意報の発令回数でございますが、平成20年度は7回ございました。光化学スモッグ対策といたしましては、その原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の対策を推進していく必要があると考えております。

続きまして、水質の状況でございます。主な目標といたしまして、平成22年度までに河川水質の環境基準のおおむね達成を掲げております。毎年度、本審議会の水質測定計画部会でご審議いただいている水質測定計画に基づきまして、各種項目について大阪府内の河川144地点や大阪湾の22地点で測定いたしております。

河川の有機汚濁の指標であるBOD、これは青い色の線でございますが、これは生物化学的酸素要求量でございますが、つきましては平成20年度の達成率は前年から上昇しており、この10年間で見ましても改善の傾向にあります。一方、大阪湾のCOD、ピンク色でございますが、これは化学的酸素要求量、これにつきましては横ばいになっており、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られてお

ります。

鉛・カドミウムなどの健康項目につきましては、河川では、ジクロロメタン 1 地点、ひ素 1 地点、ほう素 10 地点で環境基準を超過いたしました。ほう素が超過した 9 地点はすべて河口に近く、海水の影響を受けたものと考えられますので、全体としてはほぼ達成という状況でございます。

海域では、全項目について基準を達成しております。

地下水は、概況調査の 79 地点中 5 地点で鉛などについての基準を超過しておりました。これらの地点につきましては、原因究明調査を実施し、今後定期的にモニタリングを実施していきます。

次に、有害化学物質の状況でございます。主な目標といたしまして、ダイオキシン類の排出量を平成 22 年度までに平成 12 年と比べまして約 4 割以上の削減ということを掲げております。

ダイオキシン類の排出量についてでございますが、廃棄物処理法構造基準の不適合焼却炉の廃止等について指導した結果、平成 14 年度以降、目標を達成いたしております。

ダイオキシン類の環境基準の達成状況でございますが、大気質等については 100% 達成しておりますが、河川水質では 78 地点中 5 地点で、河川底質については 79 地点中 4 地点で環境基準を超過いたしております。超過している地点につきましては、原因究明のための調査、流域事業所の指導などの発生源対策及びしゅんせつなどの底質浄化対策を実施しているところでございます。

次に、P R T R 法による化学物質排出量でございますが、一定の要件に該当する事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、前年度における排出量などを都道府県等を経由して国に届け出ることとなっております。平成 19 年度の大阪府内における化学物質の環境への排出量は 2 万 3 07 トンで、全国の排出量の 3.9% を占めておりました。また、アスベストについては、府内 4 地点において調査を行った結果、最大でも大気 1 リットル当たり 0.063 本となっており、測定下限値である 1 リットル当たり 0.057 本に近い問題のないレベルとなっております。

次に、騒音・振動の状況でございます。主な目標といたしましては、平成 22 年度までに道路に面する地域の環境騒音の環境基準をおおむね達成させるこ

とを掲げております。環境基準の達成状況は、平成19年度で87.9%となっており、目標達成のためには関係諸機関の連携のもと、さらなる自動車騒音対策の推進が必要と考えております。

続いて、大気質・水質・有害化学物質の分野についての平成20年度に講じた主な施策についてでございます。

まず、自動車排ガス対策の流入車対策といたしまして、NOx排出基準に適合しないトラックなどの運行規制を平成21年1月より開始いたしました。規制はステッカー方式により実施しており、平成20年度末までに約70万枚のステッカーを交付するとともに、トラックなどが集中する施設で立入検査等を実施いたしました。

続きまして、水環境の保全についてでございます。国管理河川の中で、平成19年度まで3年連続して全国水質ワーストワンとなった大和川につきまして、庁内に大和川水質改善検討チームを設置し、水質改善の取り組みを推進いたしました。こうした取り組みなどの結果、平成20年には全国ワーストワンを返上いたしました。

また、環境リスクの低減管理に向けた取り組みといたしまして、エチレンオキシド等の有害大気汚染物質対策や、解体作業時のアスベスト飛散防止対策を進めてまいりました。

続きまして、自然との共生・環境配慮のための仕組みづくりについて説明いたします。主な目標といたしまして、「府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現を目指すこと」、「環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させること」を掲げております。

取り組みの状況でございますが、環境パートナーシップの取り組みにつきましては、総体といたしましては平成22年度の目標を達成いたしておりますが、個別に見ると目標の達成が困難な項目もあり、引き続き努力が必要と考えております。

次に、自然との共生・環境配慮のための仕組みづくりの分野における施策について説明いたします。みどりづくり推進事業といたしまして、校庭の芝生化等の地域への緑化活動の助成支援を行いました。

続きまして、環境農林水産総合研究所に設置しております環境情報プラザの

管理運営についてでございます。環境情報コーナーにおいて図書やビデオなどを貸し出し、研究室の府民への提供を行っております。平成20年度の利用者は1万6,735人ございました。

環境技術コーディネート事業でございますが、環境関連産業に対する研究開発の奨励、技術評価、情報提供などを行っております。

以上で、報告を終わらせていただきますが、最初にご説明いたしましたとおり、環境総合計画の進行管理の一環として本審議会でのご意見を聴取させていただき、これを踏まえ、施策の内容や選択について見直しを図っていくものでございますので、よろしく願いいたします。

また、本日以降でもご意見等ございましたら、事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

奥野会長 説明ありがとうございました。

今ありましたように、ここで委員の皆様のご意見をいただいて、それも含めて環境白書にするということでございます。忌憚のないご意見、いかがでございましょうか。

蒲生委員 いつも思うんですけども、大阪だけの枠の中でいつもやっているような感じで、環境なんて本当に世界的な、あるいは全国的な問題もあるのでね。全然それと関係なしに、地道にやるのは非常にいいんですけども、展望のイメージが全然湧いてけえへんと。特に新しい政権で鳩山首相が国連での演説なんか、全然これ関係なしにやるのかいな大阪府は、というようなことを思うんです。これは20年度いうけどね。そこら一体どう考えてはるのかなと思うんですけども、目標なんかについても、相当大胆に見直さないかんことも出てくるやろうし、あまりにもセク特的になっているのやないかと、大阪府って。やっぱり、全国でも環境問題は大きく影響するわけやから、世界的な動き、全国の動きとの関係でもっと画期的な目標を定めるとか、そういうことの展望を持ってもらわんと、あまりにもスケールが小さ過ぎると思うんですけども、どうでしょうか。

奥野会長 何かご発言ございますか。

大住環境政策監 環境政策監の大住でございます。大阪府だけのことしか書い

てないやないかというような、すみません、大阪府の環境審議会でございますので、よろしく申し上げます。独自の指標とか、あるいは目標というようなことにつきましては、現在の、例えばCO<sub>2</sub>の削減目標につきましても、国は6%、大阪府9%ということで現在頑張っております。今後ということにつきましては、後ほど部会長のほうからご報告をいただきますが、現在新たな環境総合計画の策定に向けまして部会のほうでご議論を賜っております。当然、さきの部会でも今お話のありました広域的な対策をどうするんだというような議論もされておりますので、先生のご意見も踏まえて、また今後とも部会のほうでそういった視点も含めて検討していかれるというふうに思っております。よろしくお願いたします。

奥野会長 他にございませんでしょうか。

西尾委員 反対に、私からは大阪的な意見をさせていただきたいと思いますが、今日はちょうどこのホール、誠にいい場所で、ちょうど皆様方から見える東側のほうをちょっと見ていただきますと川があるんですが、あれは寝屋川という川なんですが、先ほど説明がございました20年度における環境の状況の説明の中の、この冊子の14ページのところの下のほうに、いわゆる水環境の保全等の中で、河川のBOD値の話がございました。81.3%が改善されておるとい説明でございましたが、実は今私が申し上げましたその寝屋川なんかを見てみますと、実は水質が非常に悪いということで、そのデータというのもこの図の24のところに書いてあるわけなんです、こういったところをしっかりと水質を改善していかなければ、今この大阪の中で非常にクローズアップをされております水の回廊、いわゆるこの大川であったりとか、土佐堀川であったりとか、堂島川であったりとか、横堀川であったりとか、実はこういったところへの水質の影響というのが、こういった川が改善されないと、なかなか水質が改善されていかないという状況になっておるんです。今、見ていただきました寝屋川というところは、大川のほうの毛馬の閘門から水を取り入れまして、ちょうど皆様方がおられるちょっと下のほうのところに京橋口の排水口があるんですけれども、こういった水を大川のほうから循環をしないと水がきれいにならないというような川でございまして、いわゆる都市部のそういった川がこういった状況にまだあるわけなんです。

クローズアップされる川は非常に皆さん方が注目されていていいんですが、ちょっと東へ行ってみたら、ここから見えるような川はまだまだ水質が改善されていないということですから、ぜひそういったところにも重点的に目を光らせていただきまして、水質の改善というのは、先ほど言いました81.3%をもう少し上げようと思ったら、ここに書いてある図の24にあるような川が、水質が改善しないと、多分100%にはならないというふうに考えておりますので、ぜひ引き続きこうした川に目を向けていただきたいと、このように要望いたしておきます。よろしくお願ひします。

奥野会長　グローバルな問題とともにローカルなことでもう少し頑張ってもらいたいということですね。

発言ございますか。はい、どうぞ。

山本環境保全課長　環境保全課長、山本でございます。今ご指摘のありました寝屋川等でございますが、今年度、水都大阪というイベントも注目されたんですけども、そのとき、やっぱり、水質の改善が必要ということを知事も申ししておりまして、我々の部局のほうもまさに今ご指摘のとおり上流部の寝屋川流域の対策の強化ということに取り組んでございます。

1つは、汚濁物質等を出す工場、事業場というのがありますので、従前から立ち入り等もしておりますけれども、それをもう一度徹底して行いますということと、それから、排水規制を受けていない、少し規模が小さいところにつきましても、削減の協力要請ということもやっております。

それから、あとは、下水道、浄化槽というのが基本の対策になってまいりまして、寝屋川流域の場合には、特に平野部ですと下水道のウエートが高いわけですけれども、せっかく下水が敷設されていても、そこへ接続していただいていない家庭等もございますので、そういったあたりは市と連携して、あるいは、庁内でも都市整備部、下水道、河川の部局と連携して、そういったところへの接続率の向上等の対策を進めようということで、組織としましては流域市町村との寝屋川流域協議会というのもございますので、さらにそこで対策を進めていく枠組みは持っております。

それと、今水の循環等のお話もございましたが、寝屋川も元々の水が淀川から入っております、ある程度流量確保という必要もございますので、これは

国のほうと調整しながら、導水量を増やしていこうということで、一部始まっております。そういった対策を引き続き、そういうことから言いますと、ご指摘のグラフのところは、寝屋川だけではなくて府域全体の数字ですので、他の流域もいろいろ同じような状況にあるわけですので、引き続きローカルな水質対策につきましても、発生源それから下水、浄化槽、いろんな対策を続けていきたいと思っております。

奥野会長      ありがとうございました。

高橋委員      今のご意見と関連したことですが、やっぱり、大阪は水というものを今まで緑とやってきましたけれども、この近年、府民がもとの水の都に戻そうという意識が相当高まっていると思います。ただ、そのときに、下水の水の水質の浄化も大変大事ですけれども、府民が普通に、日本にはたくさん雨水があるのに、雨水をうまく利用するような方向にまだいっていないと思います。

そこで、私どもは、小さなNPOですが、子育て支援をしていて、そこに緑のいろんな畑をつくっているんですが、そのときに雨水利用をしようというときに、雨水利用装置もすごく高いんですね。それでなかなか、ここで見ましたら、14ページの「レインボウぷろじえくと」というのを、ああ、こういうのをしておられるんだと、それがほとんど私どもには知られていなかった、それも知らなかったのも悪いんですけども、「これをしまして、推進を図りました。」となっている。これから21年度に向かって、こういうネットワークをどういうふうに連動して続けていかれるのか。そういう市民、府民ですが、市民とは一般のことなんですけれども、府民の意識を高めることによって水質の浄化も、水を大切にすること、世界的には水不足ということに今後はすごくみんな考えられていて、日本も水ということは大きな、ある意味では技術に対してこれから輸出していけるような大きな製品だと思っているんですね。そういう意味で、府民の意識をもっと高めて、全体としてうまく、大阪府はお金がありませんから、啓発にお金をかけるということではなくて、うまく教育機関なんかを使って底辺から水意識を高めていくということがとても大事だと思います。

緑は、ある意味で今府民には随分浸透してきたと思います。それは、やっぱり、大阪府政が努力された結果だと思いますし、議会もそういうふうにしてく



ださったから。小さなマンションでもちょっと緑が、木を二、三本植えられるところがすごく府下では多くなってきました。それで、マンションの質が悪くても緑で随分カバーしているんじゃないかというふうに思えるんですが、今後はもう少し水に対して大きく方向を強化していくという考え方をとられたらどうか。府民はそれをすごく願っていますけれども、ではどうしてやっていて、雨水をうまく家の中に入れていくには、昔のごみコンポストのように安くあっせんして下さるとか、そういうことをしていきますと、もっと広く流れている下水の、上水と下水という分類もできていきますし、水を大切にすること、ということも広がっていくと思います。それをぜひ、この14ページの「レイノウぶるじえくと」の将来像も考えてほしいと思います。

奥野会長      ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

お隣、どうぞ。

辻本委員      この報告書を見せていただきますと、参加型のところで、子供たちの写真が写っているのがアマモの移植とか、水路の話とか、それから芝生の張りつけというのがあるんですけども、多分校庭を芝生にしようというのは、質問として、大阪府内で何%ぐらいもう実行されているのかということをお聞きしたいことと、それから、水路整備のところは6地区が完了していると書かれています、大体その6地区はどこなのかということをお教えをいただいで、その後でちょっと意見を言わせていただきたいんですけど、教えていただけますでしょうか。

奥野会長      事務局のほうからお願いできますか。

岡本副理事      まず、芝生についてお答えさせていただきます。本年度は、今現在、これから整備するのも含めて50の公立小学校で整備をいたしました。それで、大阪府下に小学校が約1,000ございます。既に芝生化されていた分に本年度実施分を足しますと、細かい数字はちょっと今持ち合わせておりませんが、大体百数十校で芝生ということが取り組まれている状況でございます。

奥野会長      もう1つ、はい、どうぞ。

山本環境保全課長      先ほどの高橋委員のほうからの水に対する府民の取り組みということで、非常にまた貴重な意見をいただきましてありがとうございます。特に雨水の利用にあたり、そういう市民の会というNPOの方もおられま

して、あるいは、門真あたりではロータリークラブの方が学校に全部つけているということでご協力いただきまして、それをまた環境教育にも活用しているという事例がございます。まさに、今予算については非常に厳しいのでございますけれども、予算にモノを言わせて設置して回るということでなくて、そういうふうな取り組みが広がっていくことが非常にありがたいことかと思ひまして、せめてそういう水循環のこと、あるいは、水質改善のことに取り組んでいただいている活動をホームページ等で紹介するとか、そういった形で今後ご指摘のような広がりが発揮できるように取り組んでいきたいと思ひます。貴重な意見、大変ありがとうございました。

奥野会長 1つ戻ってしまいました。辻本委員のもう1つの質問があるんですが。

辻本委員 水路のいきいき水路整備事業というのがありますよね。平成20年度末までで府内で6地区の整備を完了しましたという6地区というのは、どこどこどこですかということをお聞きしたいんです。

山本環境保全課長 この6地区のほうは、ちょっと本日出席しておりません農政室で担当しております。現在整備中の長瀬川等、従前からいろんな活動をやっております。6地区の細かい情報については、ただいま持ち合わせておりません。申し訳ございません。

辻本委員 質問の理由は、片一方のほうは海のほうの話、水路の話、それから、今お聞きしましたら、芝生は10%なので、もっと何かいろいろ助成を出していたから、10%以上はいつているのかなと思っていたんですけれども、ここで何を言いたいかということは、大阪は海も川もありまして、子供たちにとっては、一番身近なところはある意味では水路であったり、川であったり、それから海であったりするんだから、やっぱり、大阪という中でも地域によって水というものが海であったり、その3つのタイプが、それからため池ですね、そういうタイプが違うんだから、子供の教育のあり方、環境教育のあり方もその地域の関わっているものを強くやっていったほうがいいんじゃないか。特に先ほど寝屋川のことを言われました。私も昔、大東で関わったことがあるんですが、やはり、寝屋川のあたりというのは一番汚く、かつ水路と古いお家が残っているところがありますので、どちらかといえば、本当に大切なところ、崩れ

ていくのが早いところですし、それがまだかすかに残っているところも大分と崩れていますけれども、そういうところ、大阪にとって大切なところなのを子供たちに気づかせてあげないと、自分ところの地域が持っている宝というのが子供たちはわからないので、その宝はそれぞれの大阪の中でも、それは海のほうの、南のほうの子とか、寝屋川の近くの子とか、全然違うと思いますので、教育の仕方も、統一して校庭の芝生化のように全部の学校がやるとか、それからよくある緑のカーテンありますね。みんなが同じことをするというのではなくて、エネルギーのかけ方をその地域地域のあり方でやってもらうように市に問いかけるようなやり方をしていくことが必要なのではないか。それに絡ませながら、地域の歴史というのを教えていながら、この街がどんな自然を活かしたことで生きてきたところだということを子供たちにきっちり時系列で教えていかない限りは、体でわかっていかないと思います。おじいちゃん、おばあちゃんのお話を含めながら、そういうのをつくっていかれるということが大切やないか。それは府がすべきことか、府から市に要請して、していくべきことではないかというふうに思います。

奥野会長     ありがとうございました。貴重なご意見、ありがとうございます。  
ほかにございますか。

池田敏雄会長代理     時間をとって恐縮ですけれども、気になっていることがありますので、1つお尋ねしたいと思います。

先ほど家電リサイクルについて、大阪方式の推進ということが行われている話がありましたね。だけど、大阪方式については、国と見解を異にしていったと思うんですね。それで、家電リサイクル法の改正の際、見直しの際にも取り上げられなかったように思うんですけどね。国との関係はどういう整合を図っておるのか、あるいは、国にどういう働きかけをしているのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただけませんか。

奥野会長     どなたか。はい、どうぞ。

福原副理事     循環室の福原でございます。先生からご質問の家電リサイクル法大阪方式につきましては、先生がご指摘の、国との運用解釈の違いが少しございますが、家電リサイクル法は、ご承知かもわかりませんが、小売店が家電を販売したときに不要な家電を引き取った際には、それをメーカーの指定すると

ころに持っていくという方式を家電リサイクル法のほうで定めているわけですが、それら以外に不要になったもの、要するに小売店から買わなかったようなもの等につきましては、市町村等が引き取るという仕組みになっております。私ども義務外品と呼んでおりますが、そういうものを大阪方式と言われる、資源リサイクル業者が直接引き取るという仕組みをつくったものでございまして、義務外品につきましては、廃棄物処理法という法律の枠組で引き取る仕組みができるものということで、私どもが進めているところでございます。

家電リサイクル法との関係につきましては、家電リサイクルを引き取る際には、消費者の方がどのように選択するかということが規定の中に定められておまして、例えば消費者の方が、先ほど申し上げたように、小売商が物を買ったときに、処分料金を取ってリサイクルとして引き取るときに、消費者が処分料金が高いと思われたときにつきましては、安くて適正にリサイクルする方式で処分してもらうということを選択された場合は、先ほど申し上げた家電リサイクル法に定められたメーカーによる引き取り以外においても引き取ることができるという規定がございますので、それをもって大阪方式の場合は、消費者の方が、私ども大阪方式の場合は地域の資源リサイクル業者の方が十分にリサイクルできるということでメーカー方式より安価で引き取る料金体制になっておりますので、安価に設定された大阪方式を選択していただければ、今申し上げた規定において問題なく引き取ってもらえるという判断をしております。消費者の方々にはそういうことを十分にご周知をさせていただいて、引き取りに際しては、消費者の方が選択していただくという方式でやっております。

奥野会長　　すみません、もうちょっとコンパクトにお願いできませんか。

福原副理事　　はい、先生からご質問のありました項目の国への要望等につきましては、家電リサイクル法との整合につきましては、私どものほうも家電リサイクル法の中でメーカー方式以外の選択ができるような十分な法整備をしていたきたいという要望を、機会あるたびにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

奥野会長　　いいですか。貴重なご意見をありがとうございます。

あります。ちょっと押していますけども簡単に。ではお願いいたします。

桑野委員 簡単に騒音についてお尋ねしたいんですけれども、少しずつ基準を満たしているパーセントが上がってきているということで、なかなか難しい対策なんですけれども、努力が続けられているという点は評価できるんじゃないかと思いますが、ここで示された数字、例えば平成19年度で87.9というのは、昼間、夜間ともにということでしょうか。それとも、昼間だけなのか、夜間だけなのか、それを教えていただきたいと思います。

奥野会長 その件に関してはいかがでしょうか。

堀内交通環境課長 交通環境課長、堀内でございます。夜間、昼間両方含んでおります。

桑野委員 わかりました。

奥野会長 よろしいでしょうか。

桑野委員 はい、ぜひ目標達成を目指していただきたいと思います。

奥野会長 そうですね。貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。環境白書にする際には、今いろいろ出ました意見を十分に勘案してほしいと思います。グローバルな視点のところからきっちり入って、特に大阪の場合、水環境のところは非常に話題になりましたので、浄化という単なる小さい問題ではなくて、子供たちの教育まで含めたそういうところまできっちり活かしたそういう白書にしていきたいですし、これからの施策の推進についても、そういう視点でよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと押していますので、次、行かせてください。

報告事項の第3番目でございますが、環境基本条例に基づく環境総合計画、今の場合とちょっと関連してまいります、これにつきまして、審議していただきました池田部会長に報告をお願いいたします。

池田敏雄部会長 環境総合部会長を務めております池田です。環境総合計画部会における審議状況についてご報告させていただきます。

資料として、資料の4をご覧くださいと思います。

まず、環境総合計画部会につきましては、今年の5月に大阪府知事から当審議会に、環境総合計画を策定する際の長期的な目標あるいは施策の展開についての考え方など、基本的な事項について諮問があり、それに基づいて当部会が設置されたわけです。

環境総合計画部会運営要領に基づきまして、奥野会長から11名の委員が示されました。それで、この11名のうち6名が今日もご出席いただいている環境審議会の委員の方々に、残りの5名の方が専門委員ということで参画していただいております。専門委員の中には、初めてということになりますが、府民公募の委員の方にも入っていただいております。また、環境モデル都市である堺市の担当室長の方、あるいは、関西地域の広域連携というようなことが関西経済連合会で進められておりますので、そのほうからも入っていただいておりますし、また、環境経済学の学識経験者あるいはNPOの方にも参画をいただいております。メンバーにつきましては、資料の4の裏に参考資料1というふうにつけておりますので、ご覧ください。

それで、部会の審議状況ということではありますが、これまでに3回開催いたしております。8月12日の第1回の会合では、事務局から改定計画の背景や策定スケジュールなどについての説明を受けました後、現行計画の点検、評価について審議いたしました。そして、自由討議ということで時間を設けまして、一わたり出席の委員の皆様からご意見をいただいたということです。

9月15日の第2回の部会では、環境総合計画に関する意見発表者を府民の中から募集いたしまして、応募された9名の方の意見をいただきました。

それから、11月6日の第3回の部会では、このときから本格的に部会報告に向けた審議に入りまして、現在検討課題の論点整理などをいたしております。まだ中間報告的なものはでき上がっておりません。

それで、スケジュールにつきましては、その裏側の参考2というところをご覧いただきたいと思いますが、全体の流れといたしましては、環境総合計画部会で報告案をまとめて、これを当審議会に報告し、ご審議いただいて、その内容を大阪府知事に答申するということになると思います。大阪府では答申を受けて計画案を策定し、パブリックコメントを経て、平成22年度中にこの環境総合計画を策定する予定というふうに伺っております。

ですから、本日以降の予定といたしましては、1月19日に第4回部会で報告骨子案を検討いたしまして、第5回、第6回とかけて報告案をまとめて、次回の環境審議会でも部会の取りまとめ結果を報告させていただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、また表に戻っていただきまして、府民との協働についてというふうに書いておりますが、これは、この環境総合計画部会では、環境関連施策を進めていく際には府民とともに取り組むという視点が重要であると考えておりまして、府民の意見を聞く機会をできるだけ多く設けたいと考えています。先ほどもご説明いたしましたように、部会の委員の中に公募委員に入っているとか、あるいは、部会で9名の方から意見発表をいただいたということなどもその一環であります。

また、ネットを活用したアンケート調査や、あるいはホームページ上での意見募集などの結果を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。

それで、3の部会での議論ですが、部会に出ております主な意見というものを少し披露させていただきたいと思っております。

まず、1の基本となる視点ということでは、大阪府が昨年12月に策定いたしました「将来ビジョン・大阪」にもありますように、産業と環境が好循環する新エネルギー都市を実現するという視点をとらまえるということですね。それから、経済活動や生き物の地域循環圏を踏まえた関西の中の大阪という視点、今後さらに広域連携が進められていくわけですから、それもまた意識することにしております。

それから、3番目は、地球温暖化もはや待ったなしということになっておりますので、従来の環境施策の延長ではなくて、産業とか、あるいは都市のあり方なども領域横断的に考えていくと、そういう視点も持つということが出てきております。

それから、2の計画の枠組みであります。これは資料の4の左下のほうをごらんいただきたいと思っておりますが、府全体としては、大阪府の総合計画、これで平成37年、つまり2025年の将来像を掲げておるわけですが、その現況を踏まえまして、「将来ビジョン・大阪」を昨年12月に公表しているわけで、これらに基づいて環境総合計画を策定するということになるのかと考えております。

それで、真ん中の網かけのところは環境総合計画の進捗になるわけですが、今後の環境の状況の推移を予測して、事前にシナリオを示しておくことが必要だという意見とか、あるいは、将来の都市戦略と合致する形で特徴的な

プロジェクトを検討すべきだといったご意見などが出ております。具体的な手順、ロードマップあるいは重点プロジェクトといったものを取り上げて入れていきたい、こういうふうを考えております。

計画期間といたしましては、世界や国の目標年次との整合性を考えて、2050年を見通しつつ、2020年度までの10年間とすることが妥当だという意見が大勢を占めております。また、10年という期間は長過ぎるので、5年後などの中間段階での見直しが必要ではないかという意見も出ております。

それから、3の長期的な目標というところですが、これは先ほどもありましたように、現行の環境総合計画では循環、健康、共生・魅力、参加というものが柱になっているわけですがけれども、それを踏襲すればいいではないかというご意見もありますが、中では、参加ではなくて府民主体、あるいは行動というような柱を立てたらどうか、また、これらの項目は他の項目より上位になるのではないかというような意見が出ております。

それから、ほかに柱として持続的可能性とか、あるいは継承など、子孫に良好な環境を引き継ぐというキーワードが必要ではないかというようなことも意見として出ております。さらには、自然との共生よりも生物多様性というようなことのほうが柱としていいのではないかというようなご意見も出ております。

それから、4番目の施策の展開ということですが、目標設定のあり方といたしましては、数値目標をできる限り設定して、行動目標よりも成果目標を重視すべきだというふうを考えております。大きな目標とともに、例えば家庭の活動レベルにまでブレークダウンをした目標も設定して、各主体の取り組み内容をしっかりとチェックできるようなものにしておくべきだという意見、あるいは、府民を呼び込むために、みんなが参加できるような、府民にわかりやすい、府民が頑張れば成果が出そうな目標を検討すべきだというようなご意見も出ております。

施策の展開のあり方といたしましては、環境配慮行動を促進していくために、大阪人気質を反映したポイント制とか、あるいは、行動することでメリットが得られるような取り組みが有効ではないかというふうな意見が出ております。

また、府民が目に見える形で達成感が得られる体験をすることが大事である、あるいは、府民の行動と行政の仕掛けをうまく組み合わせる必要があるといっ



た、こういうご意見もあります。

それから、最後の5の計画の効果的な推進ということですが、府民協働というのであれば、府民や環境N G Oがチェックできる仕組みを検討すべきであるということ、あるいは一方で府民にとって難解なデータを判断するのは難しく、そこを理解するためには府政への信頼が前提となるのではないかと、それがなければ批判的な目でしか見られないといった意見、あるいはP D C Aサイクルに基づく厳格な評価を行っていくべきだというような意見が出ております。

以上が現在、部会で議論、審議をいたしております内容ですが、最後に、その資料の4の欄外にありますように、環境総合計画部会の審議状況については、そこに記載されておりますホームページアドレスで公表しているということをご申し添えまして、私の部会の報告とさせていただきます。

奥野会長     ありがとうございました。現在、部会で審議しているその途中経過でございますので、ここで皆様のご意見あるいはご要望、ご質問を受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

槇村委員     ありがとうございます。非常に重要な時期的な転換点に当たりまして、重要なお議論あるいは論点が出ておるのを拝見いたしまして、大変ご苦労いただいているというふうに思います。

その中で少し、時間がありませんので、1点だけ教えていただきたいんですが、1の基本となる視点というところの2番目に、経済活動や生き物等の地域循環圏を踏まえた関西の中の大阪という視点が必要というふうになっておりますけれども、生き物もいろんなレベルの、空間レベルのものもあると思っておりますし、これはそれとして、経済活動ですけれども、経済活動の地域循環圏というのはどういうことを考えておられるのかとお聞きしたいんですね。経済活動はかなり広域的な活動があると思っておりますし、アジアを踏まえて、国内もありますし、広域的あるいは国内、あるいは、もうちょっとグローバルな経済圏の中で動いておりますし、特にアジア圏とのつながりが大きいと思うんですけれども、この経済活動の中での地域循環圏というものを踏まえてということは、どういふことでご議論されているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

池田敏雄部会長     これは、今ご説明がありましたように、大阪の環境総合計画

ですから、大阪を意識しなきゃいけないわけですけども、経済というものはより広い範囲にその活動が行われているわけなので、関西広域圏、さらには日本、さらには東アジア、さらには世界というような、そういう経済圏というものも意識して、この環境総合計画というものを詰めていきたい、こういうふうな考え方が出ているということであろうと思います。

奥野会長　　よろしいでしょうか。広い意味でとらえているということだと思っております。私が解説することではないんですが、多分そういうことだと思っておりますが、他にございますか。よろしいでしょうか。時間が少し押しているんですけども、もしあれば、どうぞ。

辻本委員　　今のところちょっと漠然としているなという感じがしますのと、それから、皆さんの意見が今こういう意見もあるということで3番目に出ているんですけども、自然との共生より生物の多様性等がいいのではないかというのが、共生ということと多様性は全然違うことで、共生というのは暮らしも全部含めた話なので、そこをちゃんとしていないと、伝えることが全然違う話になるんじゃないかというふうに思いますので、この共生というスケールと多様性の違いを認識していただきながら、ご検討いただきたいなど。

奥野会長　　私もこれを見て、同じ反応をしたんですけども、この議論のホームページがありますので、そこを見ると、この文章がきっと、さっき質問がありましたように、正しくというか、コンパクトに書き過ぎていて誤解を生んでいるのではないかと思うんですけども、多分そういうことだと思います。

池田敏雄部会長　　先ほどご紹介したのは、そういう意見ということで、その発言をされた方に真意を伺わないとわからないところもあるわけですけども、多分今ご指摘のような点をご本人にも伺えば修正されるというようなこともあろうかと思っておりますけれども。

奥野会長　　私の意見として、こういうキーワードがどこかに書いていたしましたが、どこか上位とか下位とかありましたけれども、整理するときにマトリックスのようにされたらどうですかと意見を申し上げたんですけども、また整理していただいて報告していただく要望を出しましょうか。よろしく願いいたします。

池田敏雄部会長　　今はまだ中間報告の段階に至っておりませんので、いろんな

意見がたくさん出ているということをご認識いただいて、あとは今いただいたような意見も踏まえて、より皆さんに納得していただけるような内容でまとめさせていただきたいというふうに考えております。

奥野会長 来年に行われる第40回のときに報告いただけるようですが、今日のご意見も反映された形で、また、ホームページに出ているようですので、そちらもご覧いただくようお願いしたいと思います。

では、本報告に関しまして、どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押してまいりましたので、心配していますが、報告事項の第4番目に参りましょう。みどりの大阪推進計画について、これは事務局のほうから説明をお願いいたします。

西山みどり推進課長 みどり推進課長の西山でございます。座って説明させていただきます。

みどりの大阪推進計画についてでございますけれども、資料5-1のみどりの大阪推進計画の策定についての本計画の位置づけ、それから策定方針をあらわにいただきたいと思います。

みどりの大阪推進計画は、将来ビジョン・大阪に示す「みどりの風を感じる大都市オンリー1」の実現プランとして、中段のフロー図にございますように、これまでのみどりの大阪21推進プランと大阪府広域緑地計画を統合しまして、今後の大阪のみどり施策の推進方向であるとか、具体的な実現戦略を示すものでございます。

両計画を統合することによりまして、本府の「みどり」に関する総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や具体的な実現戦略を示すということと、市町村の緑の基本計画の指針ともなっているものでございます。

下段でございますけれども、策定の経緯につきましては、議会や学識経験者のご意見、庁内で組織しております緑化推進本部幹事会、戦略本部会議などで議論を踏まえながら策定作業を進めてまいりました。7月にはパブコメで計12件、市町村の意見で計44件のご意見をいただくとともに、9月議会では、計画の実行や検証方法などにつきましてご議論いただきました。

次に、資料5-2によりまして、本計画の概要を説明させていただきます。

まず、資料の左上、みどりの現況をごらんください。

周辺山系や農空間では、採算性の悪化であるとか担い手の不足といった問題で荒廃や減少が進んでおり、みどりの機能の低下が危惧されております。一方、市街地におきましては、都市化の進展によりまして新たな緑化スペースの確保が困難となっており、樹林・樹木の緑被率は増加しているものの、平成14年度の調査では9.9%にとどまっており、「大阪の都市にはみどりが少ない」と感じる府民の割合も約8割となっております。

こうしたことから、広域的なみどりのネットワーク、あるいは府民が実感できるみどりづくり、そして連携・協働の機運を活かし高める仕組みづくりなどが課題として考えております。

次に、資料左下をごらんいただきたいと思います。この計画は2025年までを計画期間といたしまして、緑地の確保目標、緑化の目標等を定めております。このうち市街化区域の緑化の目標につきましては、従来、樹林・樹木のみを対象とする緑被率15%というのを目指して計上してございましたけれども、樹木の植栽困難地のみどりの確保やヒートアイランド現象の緩和、こういった問題も早急に進める観点から、芝生等を含む草地等を対象に加えまして、20%を目標値として設定しております。

また、政策マーケティングリサーチ、府民を対象に行うアンケート調査ですが、これを活用し、みどりがあると感じる府民の割合などの指標を設定しております。

計画の点検と見直しにつきましては、取り組み状況や実績数値を毎年整理・公表するとともに、定期的に検証することとしております。

資料中央上をご覧くださいと思います。東京などと比べまして、市街地に海と山が近接しているという大阪府の特徴を活かしながら、府民や企業、NPO、市町村との連携により、みどりの連続性や厚み、広がり確保しまして、海と山をつなぐ「みどりの風の軸」の創出を目指しております。

そのための戦略といたしまして4つの基本戦略を掲げております。

資料中央下をごらんいただきたいと思いますが、基本戦略1では、みどり豊かな自然環境の保全・再生として、周辺山系や農空間、臨海部における豊かな自然環境を保全・再生し、みどりの環境保全機能の発揮、生物多様性の

確保、府民の憩いの場づくりを実現してまいりたいと考えております。

そのため、新たな取り組みとして、森林区域におけます小規模開発協議制度であるとか府立自然公園の拡大、あるいは、多様な生き物が生育、生息する里山保全地域指定制度などの検討を進めてまいりたいと考えております。

資料の右上ですが、基本戦略2では、みどりの風を感じるネットワークの形成といたしまして、主要道路、主要河川、大規模公園緑地を軸や拠点といたしまして、山から海の豊かな自然を都市へと導くために、みどりの連続性や厚み、広がり確保することとしております。

新たな取り組みといたしまして、みどりに関する行政投資や民間助成を重点化し、民間事業者のみどりづくりを誘導する、仮称ではございますが、みどりの風促進区域の検討を進めてまいりたいと考えております。

基本戦略3では、街の中に多様なみどりを創出ということで、屋上・壁面などのさまざまな空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、都市の中でもみどりの風を感じる街づくりを進めてまいりたいと考えております。そのため、府有施設の緑化や民有地のみどりの保全・創出を推進することとしております。

基本戦略4でございますが、みどりの行動の促進といたしまして、府民や企業・NPOとの協働による保全・創出の体制や仕組みづくりを進めるとともに、みどりを通じた地域力の再生を目指しております。具体的には、校庭の芝生化や企業のCSR活動との連携などによりまして、府民や企業等が緑化活動に関わる機会を増やすなど、みどりの行動を促してまいりたいと考えております。

計画本編には、このほか地域別のみどりの将来像図などを掲載しております。市町村の策定いたします緑の基本計画との整合を図っております。

計画の内容については以上でございますが、現在、本計画を具体化するため、来年度の府政運営の基本方針において、政策創造の1つに、みどりの風を感じる大阪づくりを掲げておりまして、施策の集中化・重点化を図り、府民が実感できるみどりを創出するための新規事業を要求しているところでございます。

委員の皆様には本計画の趣旨をご理解いただき、本計画に基づいた施策の推進に今後ともご理解、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

奥野会長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見、ご要望ございませんでしょうか。

蒲生委員     特に言いたいのは、大阪の都市には緑が少ないと感じる府民が8割となっていることです。大阪の人は意見がまとまらんねんけど、8割もまとまっているということは、ものすごく大事なことなので、これはほんとうに活力にできると思うんです。同時に80%の人が不満やということでもあると思うんですね。それに應えるようなものになっているかということで、私の地元の中小企業の社長の意見ですけど、その人は府庁がどこへ行ってもかめへんと。せやけど、その跡地は公園にせよと。ほんで大阪城公園をこの際2倍にするという、やっぱり30年ぐらいの計画を持って、それを府民に発表して、そういう展望を持たさんと、逆にだんだん狭くなっていったらやないかと、大阪城公園がね。ほんで府庁の跡にまた高層住宅やホテルが建ったりしたら全然意味がないと。一体何をしとんねんと。こうなりまんねん、審議会は。その緑の問題で、これも8割も人の意見が一致するというんやから、もっと大胆な計画を出していかんと、わずか10分や15分で終わりましたということにはならんと私は思うんです。ですから、その人はほんまに谷町筋から東は全部公園にせいというぐらい言うてはるんやけどね。いずれにしても、やっぱり大阪城公園をもっと大きくすると。大阪から出ていくのは、やっぱり緑が少ないというのがものすごくあるんですわ。ですから、東京はあまり知らんけど、かなり広いらしい、緑はね。ですから、せっかくの大阪城公園です。これをもっともっと広げるといふ計画をぼんと出していかんと、これを狭めるようなことをしてあって、何をしとるんやと。ほんで、府の土地が余っているやつは全部緑地にせいと言いはるんですがね。そんなもの、塩漬けにせんと緑地にせいと。それを民間に売り払うなんてとんでもないことやというふうな意見がありましたので、私はしかるべきところへ反映できましたので。ぜひとも大阪城公園の拡大ということをもつ必要があると。これやったら府と市とまさに一体となるわけやからね。

以上です。

奥野会長     ここで答えてもらったらちょっと。他に意見ありますか。

青野委員 都市の中で緑を増やしていくということは、1つの方向性としてはすばらしいことやと。現実問題として、これは難しい問題やと思います。民間の方々に対してどのように促すかというものは、やっぱり、お金あつての緑であると思うんですよ。でも、その中でもどうしても大阪にお住まいの方々が緑を増やしていこうという意識が高いのであれば、民間の方々でももう少し投資もしていただく必要性が僕はあるんじゃないかなと思います。その中で、例えば今、あっちこっちで企業がつぶれたりとかで、マンション、更地がぎょうさん増えてきていると思うんです。その流れの中でも、特に都市部なんかは今、パーキングがどんどん増えてきていると思うんですが、ああいうところを見ますと、やっぱりフェンスなんかでも普通のフェンスなんですね。そうしたら、大阪でパーキング事業とかをするようなときは、やっぱり、フェンスのところを例えば垣根をつくってくれとか、何かやったときに、一緒に同時にそういうようなことができるということを逆に1つのルールとしてつくってしまうというようなことも僕は大事やないかなと。強制じゃないんですが、大阪でそういうような営業をするときは、そういう形のある程度の負担はしてくださいというような義務化みたいなことをしないことには、なかなか都市部で緑を増やしていくというのは、大阪府も少ない予算の中でどこどこをやっていくというのはなかなか一気に進まないと思いますので、住宅をつぶしたときにも、家にはこれだけの植林はしてくださいよ、とかいう、もう少し明確な縛りをかけていくということも僕は大事やと思うんですが、そういうのも1つの施策として考えていただきたいとは思いますが。

奥野会長 では、意見だけ先に。他にございますか。多分言いたいことは、きっと。どうぞ。

高橋委員 大阪府がやることと大阪市がやることをもっと明確にしてほしい。一番府民とか市民が緑が少ないと感じるのは、やはり、公園とともに、同時に小さなスポットに、東京のように、緑が少ないことです。それで、昔、大阪市の、今は大分変わったでしょうけど、自分のお店の前に木があると切られるんですね。そういうことが今直っているのかどうか。もう少しここに大阪市の方もきっちり意見を言っていて、府市両方でやっていかないとこの問題は片づかないと。今おっしゃったように公園もお金要るし、いろいろ緑をするの

にお金が要るので、その辺はもう少し景観も一緒に緑を考えていって大阪の都市格を向上させると、そういう視点がすごく必要だと思います。

奥野会長      ありがとうございます。貴重な意見、ちょっと答えなくてもいいかもしれないと思うので、ぜひ先ほど出た水環境のことから、緑というのも連続しているわけですし、総合的な政策で、しかも先生のほうから意見が出ましたように、施策をするときに府民の視点、一番最初に蒲生先生がおっしゃったように府民がやっぱり感じないわけですね。本当は統計値でいったら大阪の緑は少なくない。統計でいきますとね。生駒山とかわーっとやっちゃうと、決して少なくないけれども、実際に住んでいる府民は80%になっちゃうと、そういうことがすごくあると思うので、そこをうまく使った施策をぜひ推進していただきたいという、私がまとめちゃったみたいですけど。

あります。どうぞ。

西山みどり推進課長      市街地の緑化ということで、高度に都市化が進んでおりますので、緑地の可能地を見つけるのが大変だということで、やっぱり、再開発であるとか、建て替えであるとか、そういうときに緑地をつくっていくという考え方で、建築物の緑化義務化制度をやっております。それは、民間の方が1,000平米以上の敷地で新增改築をされる場合に一定以上の緑地を義務づけるなど民有地緑化を促進しております。また、みどりの風促進区域を検討しておりますけれども、その中でできるだけ沿道部について、先ほどフェンスを緑化せいという話もございましたけれども、できるだけ沿道部に緑化していただくようなそういった制度の改正も考えております。

また、大阪市さんとの関係につきましても、みどりの風については、特に大阪市さんとの連携が必要と考えておりますので、既に検討の場も立ち上げておりますので、今後より密にしていきたいと考えております。

奥野会長      ぜひ推進するようにお願いしたいと思います。

では、この件、終わらせていただいて。最後、もう1つあるんですが、大阪湾の圏域広域処理場整備基本計画の変更について。

山田資源循環課長      資源循環課長の山田でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料6-1をご覧ください。大阪湾圏域広域処理場整備事業、通称



フェニックス計画と呼ばれておりますけれども、それに係る基本計画の変更についてご報告させていただきたいと思っております。

この事業は、国土交通、環境両大臣の認可を受けた大阪湾圏域広域処理場整備基本計画に基づきまして、大阪湾広域臨海環境整備センターにより運営しているものでございます。

変更内容の説明に入ります前に、このフェニックス計画の概要について改めてご紹介させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが資料の裏側をまずご覧願います。

フェニックス計画は、近畿圏から発生する廃棄物を適正に最終処分し、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図ることを目的として、近畿2府4県175市町村が連携して実施している事業でございます。昭和56年、広域臨海環境整備センター法の施行後、昭和57年に事業実施主体であります大阪湾広域臨海環境整備センターが設立され、昭和60年に基本計画の認可を受けてスタートしたものでございます。以後、神戸沖、大阪沖の各処分場の位置づけなど随時基本計画の変更を行いつつ、廃棄物の安定的な処分の役割を果たしてきたところでございます。

現在の埋め立ての進捗状況は、左側下段の表のとおりでございまして、泉大津、尼崎、神戸の3処分場に加え、先月10月より大阪沖処分場が稼働したところでございます。

それでは、表のほうに参りまして、今回の基本計画の変更についてご説明申し上げます。

まず、廃棄物の受け入れ対象区域の変更につきましては、平成18年の基本計画変更の認可後の構成市町村の合併等に伴う所要の改正を行うものでございまして、これによる対象区域の変更はございません。

次に、廃棄物の種類及び量の変更につきましては、1点目は、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更でございます。

先ほど申し上げましたように、先月10月から大阪沖処分場が開業しましたが、それまで管理型区画で受け入れる廃棄物につきましては神戸沖処分場のみで受け入れてまいりました。大阪沖処分場における受け入れ開始時期のおくれに伴いまして、これは平成20年度当初から受け入れ予定でございましたけれ

ども、現実には2年弱の遅れ、これに伴いまして、この期間に神戸沖処分場で受け入れた大阪側の産業廃棄物相当分を大阪沖処分場と神戸沖処分場との間で調整を行うというものでございます。

2点目としまして、尼崎沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更でございますが、尼崎沖処分場では公共工事から発生する陸上残土の受け入れ量の増加が見込まれる一方、近年、しゅんせつ土砂の受け入れ量が減少していることから、受け入れる陸上残土としゅんせつ土砂の量について変更するものでございます。

以上のような変更を行った変更後の計画基本案につきましては、資料6-2ということで配布させております。

スケジュールについてでございますが、本計画については既に公表、縦覧及び意見聴取が実施されたところであり、今後大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて意見等を踏まえ、所要の修正を行った上で国土交通大臣、環境大臣への認可申請がなされる予定でございます。

ご報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長     ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しまして了解したということで、これで予定されていきます報告事項は、その他というのがございますが、事務局から何かございますか。

蒲生委員     ちょっと議事運営についてですけど、今日は特別かわかんけど、これだけの大きな議題を2時間でやれというのは、どだいなめられているような気がしますわ、我々ね。したがって、これは、ちゃんと時間配分を考えて、やっぱり、言えることは言えるようにしてもらわんと、こんな詰められては何回も言われへんということになってしまうと。

それと出席を見たら100%みたいに思う、これね。そうじゃないんでしょう。100%ですか今日。

奥野会長     4分の3ぐらいです。100%ではないです。

蒲生委員     ですやろう。欠席の人は空席にしてもらわんと、何や100%やなとなつてしめて、責任取れんと思うんですわ。ちょっと欺瞞的ですよ、この机

の並べ方は。やっぱり責任持って、審議会委員になった以上は。欠席やったら欠席として、府民から批判を受けるということではなかったら、これやったら全部出席してはるなということになってしまって、非常におかしいというふうに思うのでね。これから、やっぱり空席は空席として名札を立てて、誰が見ても、あの人は欠席やなというふうにわかるようにしてもらわんと、こんななめられたような気がしますねん。よろしく改善してください。

奥野会長　その辺、ちょっと事務局と相談して改善させていただくように。時間が押してしまって、私も皆さんを押してしまっている感じで、改善させていただきますので、ご了解ください。

他にございませんでしょうか。その他は、事務局のほうからはございませんか。

司会（小林補佐）　特にございませんが、先ほどもありました次回の環境審議会につきましては、来年5月ごろを開催予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

奥野会長　それでは、本日予定されておりました議事につきましては終了いたしました。皆様に、最後ちょっと追いかけたようにご協力いただきましたが、今後の議事運営につきましては相談させていただいて、皆様にまたご提示いただきたいと思います。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、一度事務局にお返しします。

司会（小林補佐）　ありがとうございました。閉会に当たりまして、環境政策監の大住からごあいさつを申し上げます。

大住環境政策監　環境政策監の大住でございます。本日は、長時間にわたりまして、また、たくさんの議題を熱心にご審議、ご議論いただきまして、本当にありがとうございました。中でも、大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについてはご答申を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。

その他、本日いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、これからの環境行政に活かしてまいりますとともに、特に平成20年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告につきまして、皆様方からいただきましたご意見につきましては環境白書のほうに

掲載をし、広く府民に公表してまいりたいと存じます。

また、環境基本条例に基づく環境総合計画について等、いただきましたご議論につきましては、今後ともご参考にさせていただきますとともに、これからご審議賜らなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、閉会に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

司会(小林補佐) 本日予定しておりましたものは、以上でございます。なお、お名前をご記入いただきました出席確認表のほうは、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

了